



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年5月11日金曜日 第2974号

◇ 目 次 ◇

地籍調査の成果の認証.....（農政課）... 366
 卸売業務の許可の内容の変更.....（ブランド戦略課）... 366
 肥料登録有効期間の更新.....（農産園芸課）... 366
 義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の縦覧.....（水産課）... 367
 公共測量の実施の通知.....（道路維持課）... 367
 開発行為に関する工事の完了.....（中予地方局建築指導課）... 367

公 告

登録販売者試験の実施.....（薬務衛生課）... 367
 争議行為の通知の公表.....（労政雇用課）... 367
 チェックコード生成機の借入れ.....（警察本部会計課）... 368

人事委員会公告

平成30年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験公告.....（人事委員会事務局）... 369
 平成30年度愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験公告.....（ " ）... 373
 平成30年度愛媛県少年補導職員採用候補者試験公告.....（ " ）... 375

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第498号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成30年5月11日

愛媛県知事 中村時広

- 1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
四国中央市	土居町上野8	平成27年度から平成28年度まで	四国中央市（土居町上野8）の地籍図及び地籍簿
上島町	魚島一番耕地の一部	平成26年度から平成28年度まで	上島町（魚島一番耕地の一部）の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成30年5月11日

○愛媛県告示第499号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定による地方卸売市場における卸売の業務の許可の内容に変更を生じたので、次のとおり公示する。

平成30年5月11日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	卸 売 業 者 の 名 称		変 更 理 由
		変 更 前	変 更 後	
花き第8号	平成22年4月1日	愛媛中央花き農業協同組合	株式会社愛媛花市場	平成30年4月1日 組織変更

○愛媛県告示第500号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新した。

平成30年5月11日

愛媛県知事 中村時広

登録有効期限	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成36年6月6日	愛媛県第1252号	炭酸カルシウム肥料	園芸用苦土炭酸石灰	アルカリ分53.0 可溶性苦土10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	大日本ドロマイト鉱業株式会社 愛媛県西予市城川町田穂1456番地2

○愛媛県告示第501号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成30年 5月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 届出事項

（南予地方局管内）

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名			加 入 区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
西宇和郡伊方町二見甲3122 山下 金 善	西宇和郡伊方町二見甲3048 古 田 睦	西宇和郡伊方町二見乙978 - 3 岩 井 泰 政	町 見	八幡浜漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成30年 5月11日から25日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

南予地方局管内の加入区	南予地方局産業経済部 八幡浜支局水産課
-------------	------------------------

○愛媛県告示第502号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 5月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（数値地形図修正）
- 2 作業期間 平成30年 4月20日から
平成31年 3月25日まで
- 3 作業地域 新居浜市域

○愛媛県告示第503号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成30年 5月11日

愛媛県中予地方局長 飯 尾 智 仁

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
30中局建（開）第3号 平成30年 5月 2日	伊予郡砥部町拾町126番、130番1、130番2、130番5、130番6、131番1、131番3、131番4、135番4、136番4、137番1、137番2、137番4、137番5、137番7、137番8、137番9	松山市朝生田町一丁目7番28号 株式会社 伊予マーク 代表取締役 渡 部 成 美

公 告

○公 告

登録販売者試験の実施について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第36条の8第1項の規定により、平成30年登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成30年 5月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 試験の日時

平成30年10月24日（水）午前10時30分

2 試験の場所

愛媛県庁（愛媛県松山市一番町四丁目4 - 2）

受験申込者が多数の場合は他会場でも実施する場合がある。

（試験の場所は、受験票により通知する。）

3 受験申請書の提出期間

平成30年 7月17日（火）から30日（月）まで。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験申請書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所（松山市の区域にあっては、中予保健所）と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局業務衛生課とする。

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成30年 4月27日あったので公表する。

平成30年 5月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成30年度夏季一時金・その他に関する事項
- 2 日時 平成30年 5月12日正午以降本問題が完全解決に至る間
- 3 場所

病 院 名	所 在 地
一般財団法人 真光會	松山市南高井町1491

- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独または併用して実施する。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成30年 5月11日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
チェックコード生成機の借入れ
- (2) 借入物品名及び数量
チェックコード生成機一式（ハードウェア一式、ソフトウェア一式、業務アプリケーション一式、搬入・据付け・配線・調整等一式を含む。）
- (3) 借入物品の内容等
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 借入期間
平成31年 1月 1日から平成35年12月31日まで
- (5) 借入場所
入札説明書及び仕様書による。
- (6) 入札方法
入札金額は、1月当たりの借入代金を記載すること。
また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、営業種別「その他」について、平成29・30・31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 借入期間の開始までに確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 借入物品の修理に係る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県警察本部警務部会計課調度第二係

〒790 8573

愛媛県松山市南堀端町2番地2

電話（089）934 0110

- (2) 入札書の受領期限
平成30年 6月27日（水）午後 2時00分
- (3) 入札説明書の交付方法
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所
平成30年 6月27日（水）午後 2時00分
愛媛県警察本部 2階 第一会議室

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、提出しなければならない。
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
ア 受領期限
公告の日から平成30年 6月19日（火）午後 5時15分まで。
- (4) 入札の無効
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) 落札者の決定方法
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (7) その他
詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be leased: A apparatus to form the check code , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m . , 27 , June , 2018
- (3) For further information , please contact: Supplies Procurement Section , Finance Division , Administration Department , Ehime Prefectural Police Headquarters , 2 2 Minamihoribatacho , Matsuyama , Ehime 790 8573 Japan
TEL 089 934 0110

人事委員会公告

○愛媛県人事委員会公告第2号

平成30年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験公告

平成30年 5月11日

愛媛県人事委員会

〒 790 - 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁内

電話 (089) 912 - 2826

愛媛県職員採用情報ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについて受験の申込みができます。

なお、申込み後の試験区分の変更はできません。

試験区分	採用予定人員	職務内容
行政事務	71人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。
行政事務 (情報)	1人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、その専門的知識を生かして一般行政事務に従事します。
学校事務	21人程度	教育委員会事務局の本庁若しくは地方機関、県立学校又は公立小・中学校に勤務し、学校等に関する事務に従事します。
警察事務	9人程度	警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。
総合土木	18人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、道路、河川、砂防、港湾、都市計画、土地改良、農村環境基盤整備等に関する計画、設計、施工管理等の業務に従事します。
建築	1人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、建築・住宅等に関する計画、指導、建築設計、施工管理等の業務に従事します。
農業	12人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、農業の振興、農業技術・農業経営の普及指導、農産物のブランド化・販売促進、農業に関する試験研究等の業務に従事します。
畜産	1人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、畜産の振興、畜産物のブランド化・販売促進、家畜の改良増殖、畜産に関する試験研究等の業務に従事します。
林業	5人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、林業の振興、林業技術・林業経営の普及指導、林産物のブランド化・販売促進、森林整備の推進、治山林道事業、林業に関する試験研究等の業務に従事します。
水産	3人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、水産業の振興、水産技術・水産経営の普及指導、水産物のブランド化・販売促進、水産に関する試験研究等の業務に従事します。
電気・電子	1人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、発電施設等の県有施設の設計・施工・維持管理、情報通信等に関する試験研究等の業務に従事します。
化学	5人程度	知事部局の本庁又は地方機関に勤務し、公害防止、原子力安全対策、工業技術・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
薬剤師	10人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、薬事・医薬品製造・食品衛生等に関する指導、医薬品の調剤・製剤、衛生・環境に関する試験研究等の業務に従事します。
福祉	4人程度	知事部局の本庁又は福祉総合支援センター、えひめ学園、子ども療育センター等の地方機関に勤務し、相談、指導等児童福祉司としての業務や入所児の自立支援業務等の福祉関係業務に従事します。
心理	3人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は福祉総合支援センター等の地方機関に勤務し、児童、保護者等や障がい者に対するカウンセリング、心理療法、判定、相談、指導等の業務に従事します。
保健師	6人程度	知事部局の本庁又は保健所等の地方機関に勤務し、地域保健福祉に関する業務に従事します。
管理栄養士	2人程度	知事部局又は公営企業管理局の本庁又は地方機関に勤務し、専門的な栄養指導、特定給食施設への指導、病院の栄養管理・指導等の業務に従事します。
鑑識(法医)	1人程度	警察本部又は警察署に勤務し、法医学に関する鑑識業務に従事します。

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 昭和59年4月2日から平成9年4月1日(保健師については、平成10年4月1日)までに生まれた者

イ 平成9年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)若しくはこれと同等と人事委員会が認めるもの(以下「大学等」という。)を卒業した者又は大学等を平成31年3月末日までに卒業する見込みの者

- (2) 日本の国籍を有する者（保健師は除く。）
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- (4) 薬剤師、福祉、心理、保健師及び管理栄養士については、次に該当する者

試験区分	受 験 資 格
薬 剤 師	薬剤師の免許を有する者又は平成31年5月末日までにこの免許を取得する見込みの者
福 祉	児童福祉司かつ児童自立支援専門員の資格を有する者又は平成31年3月末日までにこの資格を取得する見込みの者
心 理	学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（平成31年3月末日までに卒業する見込みの者を含む。）又はこれに準ずる資格を有すると人事委員会が認める者
保 健 師	保健師の免許を有する者又は平成31年4月末日までにこの免許を取得する見込みの者
管 理 栄 養 士	管理栄養士の免許を有する者又は平成31年6月末日までにこの免許を取得する見込みの者

本試験と平成30年度愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験との併願はできません。

本試験と同一日に愛媛県人事委員会が試験を実施する他の職員採用候補者試験との併願はできません。

3 試験の日時、受験地、試験会場及び合格発表

区 分	日 時	受験地	試 験 会 場	試 験 区 分	合 格 発 表
第 1 次 試 験	<p>平成30年6月24日 (日曜日)</p> <p>午前9時～午後3時</p> <p>午前 教養試験</p> <p>午後 専門試験</p> <p>受付時間 午前8時～午前8時45分</p> <p>遅刻した場合は受験できません。</p>	松山	松山南高等学校 (松山市末広町11番地1)	行政事務 学校事務 警察事務	7月上旬 第1次試験当日に お知らせします。
			いずれかを受験票で指定します。 ・松山南高等学校 (松山市末広町11番地1) ・愛媛県庁 (松山市一番町四丁目4番地2)	上 記 以 外	
		東京	中央大学 後楽園キャンパス 5号館(理工学部) (東京都文京区春日一丁目13番27号)	全 試 験 区 分	
		大阪	大阪教育大学 天王寺キャンパス西館 (大阪府大阪市天王寺区南河堀町四丁目88番)	全 試 験 区 分	
<p>受験地は松山、東京、大阪のいずれかを希望できます。</p> <p>受験地が松山で、行政事務・学校事務・警察事務以外の方は、試験会場を受験票で指定します。</p>					
第 2 次 試 験	7月中旬から8月上旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。				8月下旬

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）にも掲載します。

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。
なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試 験 の 内 容
第 1 次 試 験	教 養 試 験	50点	大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）
	専 門 試 験	40点	各試験区分に応じて大学卒業程度の専門的知識及び技能について、筆記試験を行います。（択一式40題、解答時間2時間） なお、試験の出題分野は、おおむね別表のとおりです。

第2次試験	口 述 試 験	290点	人物について総合的に評定するため、個別面接及び集団討論を行います。
	作 文 試 験	50点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）
	適 性 検 査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験と専門試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、各試験のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養及び専門試験の例題と前年度に出題した集団討論及び作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

平成30年 5月14日（月）午前 8時30分から 6月 1日（金）午後 5時15分まで

原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合には、5月25日（金）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前 8時30分から午後 5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます。（必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する必要があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）

なお、使用される機器や通信回線上的障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。6月15日（金）までに電子メールが届かない場合には、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。

この名簿は、原則として、平成31年 4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。

- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（知事、公営企業管理者、教育委員会、警察本部長等）がそれぞれ選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
- (3) 薬剤師、福祉、心理、保健師及び管理栄養士については、所定の時期までに免許又は資格を取得しなかった場合は、採用されません。
- (4) 日本の国籍を有しない者については、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

試 験 区 分	現 行 給 料 月 額
行政事務、行政事務（情報）、学校事務、警察事務、総合土木、建築、農業、畜産、林業、水産、電気・電子、化学、福祉、心理	行政職給料表 1級29号給 186,524円

鑑識（法医）	研究職給料表 1 級29号給	193,351円
薬剤師（4年制課程卒業）	医療職給料表(□) 2 級 5 号給	192,447円
薬剤師（6年制課程卒業）	医療職給料表(□) 2 級19号給	215,035円
管理栄養士	医療職給料表(□) 2 級 5 号給	192,447円
保健師	医療職給料表(□) 2 級15号給	215,738円

学歴や職歴などに応じて、一定の基準により加算される場合があります。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）を持参の上、午前8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない試験種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名）	第1次試験合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験受験者	第1次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1週間	

10 その他

身体の障がいにより、試験当日、車椅子の使用を希望する等、受験時に配慮を必要とする場合は、申込みの際に愛媛県人事委員会事務局へ申し出てください。

ただし、内容によってはお応えできないことがあります。

別表（4関係）

専 門 試 験 の 出 題 分 野

試 験 区 分	出 題 分 野
行政事務 学校事務 警察事務	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、刑法、労働法、経済学、経営学、財政学、社会政策、国際関係
行政事務 （情報）	政治学、行政学、憲法、行政法、民法、経済学、数学・物理、電子工学、情報・通信工学、情報処理論、コンピューターネットワーク
総合土木	数学・物理、応用力学、水理学、土質工学、測量、都市計画、土木計画、農業水利・土地改良・農村環境整備、農業土木構造物、材料・施工
建 築	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画、都市計画、建築設備、建築施工
農 業	栽培学汎論、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壌肥料学、植物生理学、畜産一般、農業経済一般
畜 産	家畜育種学、家畜繁殖学、家畜生理学、家畜飼養学、家畜栄養学、飼料学、家畜管理学、畜産物利用学、畜産経営一般
林 業	森林政策・森林経営学、造林学（森林生態学、森林保護学を含む）、林業工学、林産一般、砂防工学
水 産	水産事情・水産経済・水産法規、水産環境科学、水産生物学、水産資源学、漁業学、増養殖学、水産化学、水産利用学
電 気 ・ 電 子	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学、情報・通信工学
化 学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学、化学工学
薬 剤 師	物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度

福 祉	社会福祉概論（社会保障を含む）、社会学概論、心理学概論（社会心理学を含む）、社会調査
心 理	一般心理学（心理学史、発達心理学、社会心理学を含む）、応用心理学（教育心理学、産業心理学、臨床心理学）、調査・研究法、統計学
保 健 師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
管 理 栄 養 士	社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論
鑑 識（法 医）	数学・物理、物理化学、無機化学、有機化学、生化学、生物化学、微生物学、生理学、遺伝学、生物学、血液学

○愛媛県人事委員会公告第3号

平成30年度愛媛県職員採用候補者（民間企業等経験者）試験公告

平成30年 5月11日

愛媛県人事委員会

〒 790 - 8570 松山市一番町四丁目 4 番地 2 愛媛県庁内

電話（089）912 - 2826

愛媛県職員採用情報ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試 験 区 分	採用予定人員	職 務 内 容
行 政 事 務	3人程度	知事部局、公営企業管理局等の本庁又は地方機関に勤務し、一般行政事務に従事します。

2 受験資格

次の全ての要件を満たす者が受験できます。

- 昭和54年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者
- 日本の国籍を有する者
- 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
- 民間企業等における職務経験を5年以上（平成30年5月末日現在）有する者

なお、職務経験に係る留意事項は、次のとおりです。

ア 「民間企業等における職務経験」には、会社員、団体職員、公務員、自営業者等として、一つの企業又は団体等で1年以上継続して就業（1週間当たりの所定労働時間が30時間以上のものに限る。）していた期間が該当します。

イ 職務経験が複数ある場合は、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職務経験のみ通算することができます。

ウ 雇用契約の期間が1年未満の場合であっても、継続して就業した後に雇用期間が更新され、同一の職務に継続して従事した場合であって、更新前後の就業期間を合算して1年以上となる場合は、その期間を通算することができます。

エ 休暇・休業・休職等のため、連続して1か月を超えて職務に従事していない期間（産前産後休暇を除く。）は、職務経験に通算することができません。

オ 独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する国際貢献活動（青年海外協力隊等）は、1年以上継続して活動に従事した場合に限り、職務経験に含めることができます。

カ 愛媛県の職員（警察官や教員のほか、任期付職員、臨時職員等を含む。）であった期間は、職務経験に含めることはできません。

キ 職務経験は、月単位で算定します。従事期間が1月未満の月については、15日以上は1月として計算し、14日以下は切り捨てることとします。

本試験と平成30年度愛媛県職員採用候補者（上級）試験との併願はできません。

3 試験日程、試験会場及び合格発表

区 分	試 験 日	試験会場	合格発表	備 考
第1次試験	-	-	7月下旬	第1次試験は書類選考です。
第2次試験	8月24日（金）～26日（日）	愛媛県庁	9月中旬	詳細は、第1次試験合格者に通知します。
第3次試験	9月下旬	愛媛県庁	10月中旬	詳細は、第2次試験合格者に通知します。

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）にも掲載します。

なお、第1次試験の合格発表の日時は、7月9日（月）までに、愛媛県採用試験受験申込システム（以下「システム」という。）を通じてお知らせします。

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験とし、次のとおり行います。

区 分	試験・検査種目	配 点	試 験 の 内 容
第1次試験	エントリーシートによる書類選考	100点	民間企業等における経験・実績や県行政に対する意欲等について、受験申込み時に提出されたエントリーシートにより審査します。
第2次試験	プレゼンテーション試験	150点	はじめに受験者から民間企業等における経験・実績や県行政に対する意欲等について、プレゼンテーション（10分間程度）をしていただき、その内容を踏まえた個別面接を行います。
	論文試験	50点	課題の理解力、思考力、文章表現力等について、筆記試験を行います。（課題1題、解答時間1時間30分）
	適性・基礎能力検査	-	職務遂行に必要な適性等について、検査を行います。
第3次試験	口述試験	240点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。

- (2) エントリーシートは、ホームページに掲載された所定の様式をダウンロードし、必要事項を入力の上、受験申込み時にインターネットにより提出（システムから入力済みの電子ファイル（Excel形式）をアップロード）してください。（一旦提出されたエントリーシートの内容変更や差し替えは、一切認めません。）
- (3) 提出されたエントリーシートが次のいずれかに該当する場合は、採点を行わず、不合格とします。
ア 記載内容に虚偽又は不正があると認めた場合
イ 所定の様式又はファイル形式以外（愛媛県人事委員会事務局のパソコンで正常にファイルを展開できない場合を含む。）の場合
- (4) 第1次試験の合格者は、エントリーシートの得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。
- (5) エントリーシートは、第2次試験以降の試験においても、参考資料として使用します。
- (6) 第2次試験のプレゼンテーション試験では、各受験者に資料を使って説明していただきます。
資料は、A4サイズの用紙2枚以内（片面印刷）で作成の上、プレゼンテーション試験の当日、10部持参してください。
- (7) 第2次試験の合格者は、プレゼンテーション試験と論文試験の合計得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合には、合計得点にかかわらず不合格となります。
- (8) 最終合格者は、第3次試験（口述試験）の得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合には、得点にかかわらず不合格となります。
- (9) 前年度に出題した論文試験の課題をホームページに掲載しています。
また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページからシステムにアクセスし、画面の指示に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。（郵送や持参による申込みは受け付けません。）
なお、受付期間は次のとおりです。
平成30年5月14日（月）午前8時30分から6月1日（金）午後5時15分まで
- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。（ID番号とパスワードは受験番号の確認等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます。（必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があるほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）
なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験番号の通知及び受験票の交付

- (1) 受験番号は、受験申込受付締切後にお知らせします。（登録されたメールアドレス宛に「受験番号のお知らせ」の電子メールを送信

しますので、システムのマイページにログインして自分の受験番号を確認してください。なお、7月9日(月)までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。)

- (2) 受験票は、第1次試験合格者のみ出力することができます。第1次試験に合格された方には、合格発表後、「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信しますので、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、受験者本人が署名して第2次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県職員採用候補者として採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に記載されます。
この名簿は、原則として、平成31年4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日(合格通知書に記載)から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者(知事等)が選考を行い、決定します。したがって、名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。
- (3) 最終合格者には、職務経験の確認のため職歴証明書(本人以外の第三者が作成したものに限る。)の提出を求めます。それにより受験資格を満たしていることが確認できない場合、又は職歴証明書が提出されない場合は、採用されません。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)等の規定に基づき、採用前の経歴に応じて決定されます。
例えば、採用時の年齢が30歳で、大学卒業後民間企業等における職務経験が8年の場合、月額240,000円程度です。(あくまで例であり、職務経験の内容等により金額は異なります。)
このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類(運転免許証等)を持参の上、午前8時30分(合格発表当日は、合格発表後)から午後5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。)
なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位(ただし、一定の基準に達しない場合は、その旨)	第1次試験合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位(ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある場合は、順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名)	第2次試験合格発表の日から1週間	
第3次試験受験者	第1次試験の得点及び順位、第2次試験の試験種目別得点、合計得点及び順位並びに第3次試験の得点及び順位(ただし、第3次試験で一定の基準に達しない場合は、その旨)	第3次試験合格発表の日から1週間	

○愛媛県人事委員会公告第4号

平成30年度愛媛県少年補導職員採用候補者試験公告

平成30年 5月11日

愛媛県人事委員会

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁内 電話(089)912-2826
愛媛県職員採用情報ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/employment/>

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試 験 区 分	採 用 予 定 人 員	職 務 内 容
少年補導職員	2人程度	警察本部又は警察署に勤務し、少年補導、保護活動、支援活動、広報活動等の業務に従事します。

2 受験資格

- (1) 次のいずれかに該当する者
 - ア 昭和58年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた者
 - イ 平成9年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。)若しくはこれと同等

と人事委員会が認めるもの（以下「大学等」という。）を卒業した者又は大学等を平成31年3月末日までに卒業する見込みの者

- (2) 日本の国籍を有する者
 (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
 (4) 次のいずれかに該当する者

ア 教員免許を有する者又は平成31年3月末日までにこの免許を取得する見込みの者

イ 学校教育法による大学（短期大学を含む。）又はこれと同等と人事委員会が認めるものにおいて、児童心理学、発達心理学、教育心理学、青年心理学、臨床心理学その他の心理学を修学した者又はこれらを平成31年3月末日までに修学する見込みの者

本試験と同一日に愛媛県人事委員会が試験を実施する他の職員採用候補者試験との併願はできません。

3 試験の日時、受験地、試験会場及び合格発表

区 分	日 時	受験地	試 験 会 場	合 格 発 表
第 1 次 試 験	平成30年6月24日 (日曜日) 午前9時～午後0時15分 受付時間 午前8時～午前8時45分 遅刻した場合は受験できません。	松山	いずれかを受験票で指定します。 ・松山南高等学校 (松山市末広町11番地1) ・愛媛県庁 (松山市一番町四丁目4番地2)	7月上旬 第1次試験当日にお知らせします。
		東京	中央大学 後楽園キャンパス 5号館(理工学部) (東京都文京区春日一丁目13番27号)	
		大阪	大阪教育大学 天王寺キャンパス西館 (大阪府大阪市天王寺区南河堀町四丁目88番)	
受験地は松山、東京、大阪のいずれかを希望できます。 受験地が松山の方は、試験会場を受験票で指定します。				
第 2 次 試 験	7月中旬から8月上旬に松山市内で実施予定です。 詳細は、第1次試験合格者に通知します。			8月下旬

合格発表は、合格者の受験番号を愛媛県庁前掲示板に掲示するほか、愛媛県職員採用情報ホームページ（以下「ホームページ」という。）にも掲載します。

4 試験の方法等

- (1) 試験は、第1次試験及び第2次試験とし、次のとおり行います。
 なお、第2次試験は、第1次試験合格者に対して行います。

区分	試験・検査種目	配点	試 験 の 内 容
第1次試験	教 養 試 験	50点	大学卒業程度の一般的知識及び知能について、筆記試験を行います。（択一式50題、解答時間2時間30分）
第2次試験	口 述 試 験	168点	人物について総合的に評定するため、個別面接を行います。
	作 文 試 験	32点	識見、思考力、表現力等について、作文試験を行います。（課題1題、解答時間1時間）
	適 性 検 査	-	職務遂行に必要な適性について、検査を行います。

- (2) 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順に決定します。ただし、一定の基準に達しない場合は、得点にかかわらず不合格となります。
- (3) 最終合格者は、第1次試験の得点と第2次試験の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。ただし、第2次試験の各試験種目、検査種目のうち、一定の基準に達しない種目がある場合は、総合得点にかかわらず不合格となります。
- (4) 教養試験の例題及び前年度に出題した作文試験の課題を、ホームページに掲載しています。
 また、愛媛県人事委員会事務局等において閲覧することもできます。

5 受験申込み

- (1) 受験の申込みは、ホームページから「愛媛県採用試験受験申込システム」（以下「システム」という。）にアクセスし、画面の指示

に従って全ての必要項目を入力の上、受付期間中に送信してください。

なお、受付期間は次のとおりです。

平成30年 5月14日（月）午前 8時30分から 6月 1日（金）午後 5時15分まで

原則、郵送や持参による申込みは受け付けできませんが、インターネットにより申し込むことができない特段の事情がある場合は、5月25日（金）までに愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。

- (2) 申込みは「事前登録」と「本申込み」の2段階方式となっています。まず、事前登録を行いID番号とパスワードを取得した後、受付期間中にシステムのマイページにログインして本申込みを行ってください。（ID番号とパスワードは受験票の印刷等、以後の手続きに必要ですので、必ず控えておいてください。）
- (3) 本申込みの受付が完了したら、登録されたメールアドレス宛に「申込み完了のお知らせ」の電子メールを自動送信します。この電子メールが届かない場合は、必ず受付期間中に愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (4) 申込方法等に関する問い合わせは、受付期間中の午前 8時30分から午後 5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）受け付けます。（必ず電話で愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。）
- (5) 受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合がありますほか、受付期間終了の直前は、システムが混み合うおそれがあるので、余裕を持って申込みを行ってください。）

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

6 受験票の交付

- (1) 受験申込受付締切後に登録されたメールアドレス宛に「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。6月15日（金）までに電子メールが届かない場合は、愛媛県人事委員会事務局へ問い合わせてください。
- (2) 「受験票交付のお知らせ」の電子メールが届いたら、システムのマイページにログインし、受験票をダウンロードして印刷してください。
- (3) 印刷した受験票は、記載されている事項を確認し、確認した年月日を記入の上、申込者本人が署名して第1次試験受験の際に必ず持参してください。

7 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、愛媛県少年補導職員採用候補者として、採用候補者名簿（以下「名簿」という。）に記載されます。この名簿は、原則として、平成31年 4月以降の採用に対するもので、その有効期間は、名簿に記載された日（合格通知書に記載）から1年間です。
- (2) 採用は、名簿に記載された者のうちから任命権者（警察本部長）が選考を行い、決定します。したがって、**名簿に記載された者が全て採用されるとは限りません。**
- (3) 採用者は、愛媛県警察本部において、少年補導職員として必要な教養を受け、警察本部又は警察署に配置されます。

8 給与

初任給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）等の規定により、原則として、行政職給料表 1級29号給（現行給料月額186,524円）が支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示を請求することができます。開示を請求する場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる顔写真付きの書類（学生証、運転免許証等）を持参の上、**午前 8時30分（合格発表当日は、合格発表後）から午後 5時15分までの間に、愛媛県人事委員会事務局へ直接お越しください。**（ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の閉庁日は受付できません。）

なお、電話、はがき等による開示の請求はできませんので、注意してください。

開示請求できる人	開 示 内 容	開示期間	開 示 場 所
第1次試験不合格者	第1次試験の得点及び順位（ただし、一定の基準に達しない場合は、その旨）	第1次試験合格発表の日から1週間	愛媛県人事委員会事務局
第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位並びに第2次試験の試験種目別得点、総合得点及び総合順位（ただし、第2次試験で一定の基準に達しない試験種目又は検査種目がある場合は、総合順位に代えて当該試験種目名又は検査種目名）	第2次試験合格発表の日から1週間	